

企業活力強化資金

融資制度の概要

資金使途

卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方が事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金

融資限度額

7億2千万円（特別利率2億7千万円）

融資期間

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）

ご融資のイメージ①

小売業の店舗事務所改装資金

A社は菓子小売業者。集客力の強化と管理業務の効率化を図るため、店舗兼事務所の改装を実施。

ご融資のイメージ②

卸売業の倉庫改装資金

B社は雑貨の卸売業者。取扱い商品が増えており、商品の集荷を効率的に行うため倉庫の改装を実施。

ご融資のイメージ③

飲食サービス業の運転資金

C社は飲食店を運営。キャッシュレス比率が高まっており、回収が長期化しているため、運転資金を調達。

企業

取引金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、中小事業者・サービス業者の皆さまを支援しています。



▶ 適用利率表

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。

	ご利用いただける方	融資利率
1	(1) 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合などで、特定の設備（注1）を取得する方	特別利率①
	(2) 上記（1）のうち、一定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する方	特別利率②
	(3) 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合などで、地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行う方	特別利率②
2	(1) 中心市街地活性化法第9条に基づき市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定める中心市街地（注2）において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業（注3）を営む方	特別利率②
	(2) 上記（1）以外の中心市街地（注2）において、卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業（注3）を営む方	特別利率①
3	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けて事業を実施する方	7億2千万円まで特別利率③
4	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	特別利率③
5	地域再生法に規定する商店街活性化促進区域において商店街活性化促進事業計画に基づき卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成される事業協同組合などであって、空き店舗を利用して事業を実施する方	特別利率②
6	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成された事業共同組合などであって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方	特別利率①

（注1）上記1(1)(2)については、特別利率の対象となる設備が限定されています。

詳細は支店担当者にご確認ください。

（注2）中心市街地については、支店担当者にご確認ください。

（注3）不動産賃貸業については、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら

